

(別紙)

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和 29 年 6 月 14 日法律第 182 号)第 2 条の 4 第 4 項において準用する第 2 条の 3 第 4 項に基づく三木町酪農及び肉用牛生産(酪農・肉用牛生産)の近代化計画書の県知事協議が終了したので、同法律第 2 条の 4 第 4 項において準用する第 2 条の 3 第 6 項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 6 月 27 日

三木町長 筒井 敏行

記

1. 県知事協議終了年月日
平成 28 年 6 月 20 日
2. 計画策定期間
平成 27 年度～平成 37 年度
3. 計画内容
 - (1) 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針
 - (2) 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標
 - (3) 近代的な酪農経営方式及び肉用牛の経営方式の指標
 - (4) 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項
 - (5) 飼料の自給率の向上に関する事項
 - (6) その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項